

《長野県外の医療機関等で新生児聴覚検査をする際、窓口へ必ず提示してください。》

長野県塩尻市在住者の新生児聴覚検査を実施する医療機関等の方へ

市民が長野県外で新生児聴覚検査を受検される場合、後日申請をすることにより、受検者が負担した費用の全部または一部を補助することができます。つきましては、受検者への適切な支援のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 新生児聴覚検査の内容

(1) 実施時期

産後30日以内

(2) 補助の回数

1回

(3) 検査の内容

自動ABRまたはOAEを用いた聴覚検査かつ生後初めての検査

2 実施方法

(1) 検査の実施

受検するお子さんの保護者から、「新生児聴覚検査受検票（補助券）」を受け取り、受検票の「医療機関記入欄」の記入項目全て及び「新生児聴覚検査請求書」の日付、医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長への記入をお願いします。

(2) 検査実施後

新生児聴覚検査の費用は、実費を保護者へ請求してください。

補助の申請の際に必要なので、上記の記載のある「新生児聴覚検査受検票（補助券）」、「領収書」、「明細書」を受検者の保護者へお渡しください。

3 その他

不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

問い合わせ先

長野県塩尻市健康づくり課保健予防係

住 所 長野県塩尻市大門七番町3番3号

電 話 0263-52-0855（直通）

FAX 0263-53-3613